

福祉社会学研究科

福祉社会学研究科の目的を実現するため、以下の事項に留意し、福祉社会学研究科のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーに基づいた教員組織を編制する。

(1) 「大学院設置基準」等関連法令に基づくとともに、福祉社会に関する深い学識及び卓越した能力をもつ実践家や研究者の養成のために、専門分野等のバランスを考慮しながら、適切に教員を配置する。

(2) 教育課程や収容定員における教員 1 人当たりの学生数に配慮して教員組織を編制する。また、教育上主要と認められる授業科目については、原則として専任教員が担当する。

(3) 大学院生の立場に立った教育研究及び研究科運営を行うため、諸委員を配置して専任教員間で役割を分担し、研究科長が統括する。

(4) 教員の年齢構成に配慮するとともに、教員の国際性、男女比は教育研究上の必要性を踏まえ配慮する。

(5) 教員の募集、採用、昇任等にあたっては、大学の諸規程等に基づき、公正かつ適切に行う。

(6) 組織的かつ多面的なFD活動を行って、教員の資質向上を図る。